

中部運輸局自動車交通部

令和4年7月20日 14時00分発表

〈お問合せ先〉

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官

松岡、山下、右京 TEL 052-952-8038

中部運輸局 静岡運輸支局 輸送・監査担当

風岡、川田 TEL 054-261-1191

同時発表：静岡県政記者クラブ

トラック事業者を事業停止処分

中部運輸局は、貨物自動車運送事業法に違反した下記事業者に対し、事業停止等を行いましたのでお知らせします。

記

1. 事業者の住所、氏名又は名称並びに営業所名

事業者名：関東重機運送 有限会社（代表取締役 田村 誠治）

住所：静岡県裾野市石脇78-1

営業所：本社営業所（住所地に同じ）

2. 行政処分等の概要

処分日：令和4年7月20日

処分内容：① 事業停止7日間

② 車両使用停止処分120日車（8両を15日間）

③ 文書警告

3. 監査端緒

当該事業者に対し、公安委員会からの過積載運行（下命・容認）にかかる通知に基づき監査を実施したものの。

4. 主な違反内容及び違反条項

（1）届出を行わず、営業所別配置車両数を変更していた。

（貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号）

（2）疾病、疲労等のおそれのある乗務をさせていた。

（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項）

- (3) 自動車検査証記載の最大積載量を超えた積載運行を行っていた。
(貨物自動車運送事業法第17条第3項)
- (4) 過積載運行について、容認していた。
(貨物自動車運送事業法第17条第3項)
- (5) 過積載の防止について、指導及び監督が不適切であった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第4条)
- (6) 点呼を実施していなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)
- (7) 点呼の記録の記載事項が不適切であった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)
- (8) 乗務等の記録の記載事項が不適切であった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)
- (9) 運行記録計による記録をしていなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)
- (10) 運転者台帳の記載事項等が不適切であった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)
- (11) 事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する指導及び監督が不適切であった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)
- (12) 業務の適確な処理及び運行管理規程の遵守について、運行管理者に対する指導及び監督が不適切であった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

- ・当該行政処分により付された違反点数 12点
- ・当該事業者が付された累積違反点数 26点